

ますます便利になりました マイナ保険証

**スマホ搭載で
カードの持ち歩き不要!**

iPhone・Androidのどちらのスマホもマイナンバーカードの機能を搭載できるようになりました。カードを持ち歩くことなく、スマホで医療機関を受診できます。

※15歳未満の子どもはスマホ搭載できません。

**医療情報の
共有で「安心」**

本人が同意すれば、過去のお薬・診療内容を医師と共有できます。救急搬送時や災害時なども適切な診察・薬の処方に役立ちます。

**手間が省けて
「便利」**

マイナポータルとの連携で、確定申告の医療費控除が簡単になります。医療費が高額になる時も、事前申請なしで窓口負担が自己負担限度額までになります。

マイナ保険証への切り替えにご協力をお願いします

マイナ保険証の有効期限切れにご注意ください

マイナンバーカードおよびマイナンバーカード搭載の電子証明書には有効期限があります。有効期限の2～3か月前に案内が送付されるので、受け取ったら、更新の申請をお願いします。

- **マイナンバーカード本体**
有効期限 発行日から10回目の誕生日まで
(18歳未満は5回目の誕生日まで) → 「有効期限通知書」の記載を確認し、スマホ・パソコン、証明写真機、郵送のいずれかで申請
- **マイナンバーカード搭載の電子証明書**
有効期限 発行日から5回目の誕生日まで → マイナンバーカードと「有効期限通知書」を持って、市区町村の窓口で更新手続き

! 電子証明書の有効期限が切れてから3か月はマイナ保険証として利用可能です。有効期限の月の月末から3か月経過すると利用登録が解除されるので、早めに更新を行ってください。

マイナ保険証移行後、健康保険の記号・番号はここで確認!

マイナンバーカードには健康保険の記号・番号は記載されていません。健診やイベント参加などで記号・番号が必要なときは、次の①～③のいずれかでご確認いただけます。

- ① **マイナポータル**
マイナポータルにログインし、<健康保険証→資格情報>で確認できます。
- ② **資格情報のお知らせ**
当健保組合から交付された資格情報のお知らせで確認できます。
- ③ **資格確認書**
マイナ保険証を持っていない方に昨秋に交付した資格確認書にも記載されています。

お問い合わせは 業務第一課 TEL 03(3833)5152

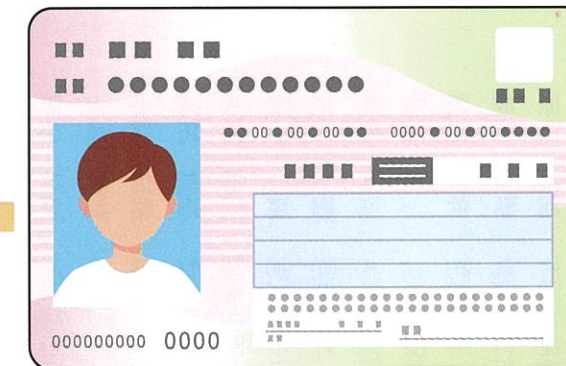
医療機関は マイナ保険証で受診しましょう!

従来の保険証は 使用できなくなりました

昨年12月1日で、従来の保険証は使えなくなりました。医療機関を受診する際は、マイナ保険証を基本とするしくみとなっています。まだマイナ保険証の登録がお済みでない方は、お早めに登録をお願いいたします。



マイナ保険証



保険証利用登録を行ったマイナンバーカードのことです。病院・薬局の受付時にカードリーダーで顔認証または暗証番号により本人確認をします。

マイナンバーカード作成・保険証利用登録は…

まだマイナンバーカードを作っていない方

オンライン(PC・スマホなど)、郵送、まちなかの証明写真機のいずれかで申請。



マイナンバーカードはあるけれど保険証の利用登録をしていない方

マイナポータル、セブン銀行ATM、医療機関・薬局のカードリーダーで登録。



マイナ保険証がない方は資格確認書で受診してください

マイナ保険証の登録が確認できない方に、従来の保険証代わりに使える「資格確認書(ハガキ大)」をお送りしています。受診の際にご提示いただければ、保険診療が受けられます。



! 有効期限があるので
ご注意ください!